

吸収合併に係る事後開示書類

令和2年10月1日

ナカバヤシ株式会社

各位

ナカバヤシ株式会社

代表取締役社長 湯本 秀昭



吸収合併存続会社である当社は、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、以下の通り事後開示事項を記載した書面を備え置くことと致します。

1. 効力発生日

本件吸収合併は、2020 年 10 月 1 日付で効力を生じております。

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求の手続の経過

吸収合併消滅会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収合併消滅会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

吸収合併消滅会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併消滅会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定により、2020 年 8 月 28 日付の知れている債権者への個別催告及び 2020 年 8 月 31 日付の官報公告において、債権者に対し、本件吸収合併に対する異議申述の催告及び公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求の手続の経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当はありません。なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく電子公告を 2020 年 8 月 29 日付で開始しており、本件吸収合併に反対の旨を通知した株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併存続会社である当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2020 年 8 月 31 日付の官報及び 2020 年 8 月 29 日付で開始した電子公告において、債権者に対し、本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限ま

でに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社からその権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面

吸収合併消滅会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社の事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日

本件吸収合併による変更登記申請及びフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社の解散登記申請は 2020 年 10 月 1 日に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上